

国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則

平成16年度九大就規第32号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 3月29日
(令和5年度九大就規第30号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号）第14条第3項の規定に基づき、国立大学法人九州大学における宿直又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(宿日直勤務)

第2条 国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第2条に規定する職員に、所定の勤務時間外又は休日において、監視又は断続的勤務の必要がある場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号に規定する者として労働基準監督署長の許可を受けて、次の各号に掲げる宿日直勤務を命じる。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の接受及び学内の監視のための宿日直勤務
- (2) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務

(宿日直勤務義務)

第3条 職員は、学府長、研究院長、学部長又は病院長（以下「宿日直管理者」という。）の命ずるところに従い、宿日直勤務に服しなければならない。

(宿日直勤務の計画の立案)

第4条 宿日直勤務の計画は、宿日直管理者が1月ごとに立てる。

- 2 前項の宿日直勤務の計画は、宿日直管理者が所定の様式により作成する。
- 3 宿日直管理者は、1人の職員にかかる宿日直勤務の回数が一定期間に頻繁にわたる計画を立ててはならない。
- 4 宿日直管理者は、1人の職員にかかる宿日直勤務が連続する計画を立ててはならない。

(宿日直勤務通知)

第5条 宿日直管理者は、前条の計画に基づき、宿日直の日の2日前までに本人に通知する。

(宿日直予定者の変更)

第6条 宿日直勤務予定者が業務又は自己の都合により、宿日直勤務に服することができないときは、あらかじめ宿日直の交代を願い出なければならない。

- 2 宿日直管理者は、前項の願出を承認したときは、宿日直計画表にその旨を標示し、他の職員に宿日直勤務を命ずる。

(備品)

第7条 宿日直管理者は、宿日直室に、宿日直日誌その他の宿日直勤務に必要な物品を備付けておかななければならない。

(宿日直勤務場所等)

第8条 宿日直勤務の勤務場所等は、別表のとおりとする。

(文書の接受及び発送)

第9条 宿日直勤務中（第2条第2号に掲げる宿日直勤務を除く。次条において同じ。）、接受又は発送する文書は、宿日直勤務者において接受発送の手続きをし、翌朝、文書担当の課又は係に引き継がなければならない。

- 2 接受した文書中急を要するものは、速やかに文書に関する主管課長等に連絡し、その指示

を仰がなければならない。

(宿日直日誌の記載)

第10条 宿日直勤務者は、宿日直勤務中に起った事件のすべてについてそのてん末を宿日直日誌に記載し、翌朝、宿日直勤務に関する主管課又は係に報告しなければならない。

(非常事態発生時の措置)

第11条 宿日直勤務者は、災害その他の非常事態が発生した場合は、直ちに宿日直管理者に連絡しなければならない。

2 宿日直管理者は、前項の連絡を受けたときは、宿日直勤務者に指示を行い、その後、直ちにその旨を関係各署に連絡しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大就規第58号)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大就規第26号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大就規第9号)

この細則は、平成18年10月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年度九大就規第32号)

この細則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則 (平成22年度九大就規第36号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大就規第1号)

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第20号)

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第34号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大就規第13号)

この細則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大就規第38号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第24号)

この細則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大就規第25号)

この細則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年度九大就規第30号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

勤務場所	勤務内容	区分	職員範囲	勤務者	対象日	勤務時間
病院	第2条第1号	宿直	臨床工学 技士業務 に従事す る技術職 員及び技 術補佐員	1名	毎日	1時00分から 8時00分まで
病院血液・腫瘍・心 血管内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
病院免疫・膠原病・感 染症内科		宿直	教員及び 医員	1名	毎日	17時15分から 8時30分まで
病院消化管内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
病院腎・高血圧・脳血 管内科		宿直	教員及び 医員	1名	毎日	17時15分から 8時30分まで
病院内分泌代謝・糖尿 病内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
病院肝臓・膵臓・胆道 内科		宿直	教員及び 医員	1名	毎日	17時15分から 8時30分まで
病院心療内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎日	17時15分から 8時30分まで
病院脳神経内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び	1名	毎日	17時15分から

			医員			8時30分まで
病院循環器内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	2名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	2名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院呼吸器内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院産科婦人科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	2名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	2名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院小児科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院消化管外科(1)	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
病院胆道・膵臓・膵臓 移植・腎臓移植外科		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院呼吸器外科(1)						
病院乳腺外科(1)						
病院内分泌外科						
病院消化管外科(2)	第2条第2号	日直	教員及び 医員	2名	休 日	8時30分から 17時15分まで
病院肝臓・脾臓・門脈 ・肝臓移植外科		宿直	教員及び 医員	2名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院呼吸器外科(2)						

病院乳腺外科(2)						
病院血管外科						
病院整形外科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院脳神経外科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院心臓血管外科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院小児外科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院皮膚科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院泌尿器・前立腺・ 腎臓・副腎外科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院精神科神経科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで

		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院眼科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院耳鼻咽喉・頭頸部 外科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院放射線科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院麻酔科蘇生科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	2名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	2名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院総合診療科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院先端分子・細胞治 療科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休 日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎 日	17時15分から 8時30分まで
病院歯科病棟	第2条第2号	日直	教員及び 医員	2名	休 日	8時30分から 17時15分まで

		宿直	教員及び 医員	2名	平日	17時15分から 8時30分まで
					休日	17時15分から 8時30分まで
病院別府病院内科	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎日	17時15分から 8時30分まで
病院別府病院外科系	第2条第2号	日直	教員及び 医員	1名	休日	8時30分から 17時15分まで
		宿直	教員及び 医員	1名	毎日	17時15分から 8時30分まで